

議案第65号

世田谷区立認定こども園保育料条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和3年6月14日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 地方税法の改正に伴い、未婚のひとり親に対する税制上の措置に係る規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区立認定こども園保育料条例の一部を改正する条例

世田谷区立認定こども園保育料条例（平成27年12月世田谷区条例第70号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考中第4項を削り、第5項を第4項とする。

附 則

- 1 この条例は、令和3年9月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の世田谷区立認定こども園保育料条例の規定は、令和3年9月以後の月分の給食費について適用し、同月前の月分の給食費については、なお従前の例による。